

公示番号：170130

国名：ルワンダ

担当部署：地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

案件名：地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月上旬から2017年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月16日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ルワンダ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ルワンダ政府は、中長期的な国家開発計画「VISION2020」（2000年）を策定し、2020年までに全国民に安全な水を提供することを目標に掲げている。ルワンダの地方部における給水率は72.4%（2012年）だが、給水施設の稼働率は6割弱（2012年）であり、目標の達成のためには稼働率の改善が一つの課題となっている。

地方における給水施設の稼働率の低さの理由の一つとして、維持管理体制の脆弱さが挙げられている。地方の給水施設は郡が建設し、その維持管理については郡から委託を受けた給水事業者（Water Service Providers。以下、WSPs）が責任を持つ。だが、WSPsの多くは技術能力が低く、料金徴収も不十分であるため、ポンプ等が一旦故障すると予算不足から修理できずに放置されるケースが多い。

こうした中でルワンダ政府は、地方における給水事業を強化すべく、水衛生公社（Water and Sanitation Corporation。以下、WASAC）を新設し、2014年から地方給水はWASACの地方給水局（Rural Water Services。以下、RWS）が管轄することとなった。このように、維持管理の改善に向けた体制の大枠は整ってきているものの、WASAC RWSが果たすべき役割の整理や組織体制の整備、職員の能力強化等は依然として課題である。

一方、JICAは、特に給水率の低いルワンダ東部県における4郡を対象に、WSPsの給水施設維持管理能力の向上を目的とした技術協力プロジェクト「イミドゥグドゥ水・衛生改善計画」を2007年から2011年に実施した。しかし、地方給水施設の運営維持管理に関する国としての制度や基準、ガイドライン、マニュアル等が整備されておらず、協力成果が他の郡やWSPsに波及していないのが現状である。この状況を改善するためには、WASAC RWSから郡を通じてWSPsの能力強化を図る体制を、組織と技術、制度面のから整備、強化する必要がある。

かかる状況を踏まえルワンダ政府は、WASAC RWSを対象に、地方給水施設の運営維持管理に関する能力強化を目的とした技術協力支援を我が国に要請した。これを踏まえJICAは、2015年2月から2019年12月まで、技術協力プロジェクト「ルワンダ地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を実施中である。

今回実施する中間レビュー調査は、本プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA の評価手法及び本プロジェクトの評価方針に沿って、本プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目等を確認するために、

必要なデータ、情報を収集、整理し分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2017年6月上旬)

- ア. 既存の文献や報告書(業務進捗報告書やステアリングコミッティ議事録、専門家報告書、活動実績資料、モニタリング・シート等)、国内で収集可能なデータ等をレビューし、プロジェクトの実績(投入や活動、アウトプット、プロジェクト目標の達成度等)や実施プロセス等を整理、分析する。
- イ. ア.を踏まえ、相手国との間で合意済の最新版PDMに基づき、プロジェクトの実績や実施プロセス、評価5項目ごとの調査項目、現地で入手・検証すべき情報、データ収集方法、調査方法等を検討する。
- ウ. イ.に基づき、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。
- エ. ウ.に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家や相手国側機関、その他の相手国側の関係機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(和文・英文)を作成する。
- オ. 対処方針会議等、派遣前に行うJICAとの打ち合せに参加する。

(2) 現地業務期間 (2017年6月中旬～6月下旬)

- ア. JICALワンダ事務所等との打ち合せや協議に参加する。
- イ. プロジェクト関係者に対して、評価手法について説明を行う。
- ウ. 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、相手国側機関と合同でプロジェクト関係者に対するヒアリングや現地視察等を行い、プロジェクト実績や活動プロセス等に関する情報・データの収集、整理を行う。なお、ヒアリングや現地視察等については、記録を作成しておくこと。
- エ. 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実施上の貢献・阻害要因を抽出する。
- オ. 国内準備作業とウ.、エ.で得られた結果を基に、他団員及び相手国側機関と共に評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)を取り纏める。PDM及びPOの修正を検討する場合は、その修正案(和文・英文)を取り纏める。
- カ. 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- キ. 協議議事録(M/M)(和文・英文)の作成に協力する。
- ク. 現地調査結果を取り纏め、JICALワンダ事務所等へ報告する。
- ケ. 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年7月上旬)

- ア. 帰国報告会に出席し、調査結果の報告を行う。
- イ. 中間レビュー調査報告書(案)(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部数
-------	------	----

担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）（評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を含む）	現地調査からの帰国後、10日以内	1部（電子版・メール送付可）
---	------------------	----------------

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、東京⇄ドーハ⇄キガリ⇄ドーハ⇄東京を標準とします。
飛行機による国内移動は想定しません。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年6月10日～2017年6月30日を予定していますが、JICAと協議の上、確定します。

本業務従事者が、他の団員より1週間程度先行して現地調査を開始する見込みです。

国内事前準備及び帰国後の国内分析の業務は、現地派遣のそれぞれ出発前及び帰国後の約2週間以内での実施を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を想定しています。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 地方給水技術アドバイザー（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

- ア) 空港送迎
JICA が手配する。
- イ) 宿舎手配
JICA が手配する。
- ウ) 車両借上げ
JICA が手配する。
- エ) 通訳傭上
なし。
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が手配する。
- カ) 執務スペースの提供
なし。
- キ) 携帯電話（ルワンダ国内用）

JICA が手配する。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を以下で公開しています。

- ・プロジェクト基本情報（JICA Knowledge Site）

（<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/1572a55e59ffe7aa49256f9e0022ffca/5729c2d59e4d3d2849257d9e0079cf47?OpenDocument>）

- ・ルワンダ国 地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書（JICA図書館ウェブサイト）

（<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=2&method=detail&bibld=1000010489>）

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICALワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上